

## 令和4年度 第2回 宮崎市地域公共交通会議 議事録

□日時：令和5年2月2日（木）15：00～15：50

□場所：宮崎市教育情報研修センター 大研修室

□配布資料

- ・次第
- ・資料1：議案1 高岡地区乗合タクシーの運行実施計画変更について
- ・資料2：議案2 木花地域乗合タクシーの運行実施計画変更について
- ・資料3：議案3 住吉地区乗合タクシーの運行実施計画変更について
- ・資料4：議案4 北地区乗合タクシーの運行実施計画変更について

### 1 開会

---

### 2 会長あいさつ

---

### 3 議事

---

#### 1) 高岡地区乗合タクシーの運行実施計画変更について

---

**【会長】**

それでは、高岡地区乗合タクシー運行協議会から説明をお願いいたします。

**【運行協議会】**

本日の案件は、6月に開催した交通会議の議題と関連した内容です。

高岡地区では、昨年10月より宮崎交通の路線バスの一部区間が廃止となりましたが、該当地区が4地区あり、そちらがバス空白地区になります。

その関係で、バスを利用されていた方が乗合タクシーへ切り換えをされるという想定で、運行協議会では切換者の負担軽減を図るため、路線バスの運行最終地区である赤谷地区と同じ料金に一度下げ、そのあと段階的に元の運賃に戻していくということで、昨年6月の交通会議において承認いただいたところです。昨年10月から今年3月31日までの運賃改定の承認でありました。

本日の運賃改定につきましては、今年の4月1日から来年3月31日までの1年間の運賃につきまして、片前地区で400円から500円に、去川地区で400円から500円に、和石地区で400円を500円にということで、令和5年度につきましては、それぞれ該当地区の運賃を100円アップで実施したいということです。

今後は、残り2年かけて元の運賃に戻していく予定です。説明は以上でございます。

**【会長】**

ご質問ご意見等ありましたらよろしくようお願いいたします。質問等ございませんでしょうか。

では、高岡地区乗合タクシーの運行実施計画変更について議決を取りたいと思います。

ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

過半数を超えましたので、この内容につきましては、承認ということで議決いたしました。  
ありがとうございました。

## 2) 木花地域乗合タクシーの運行実施計画変更について

---

### 【会長】

木花地域乗合タクシーの運行実施計画の変更について、運行協議会から説明をお願いします。

### 【運行協議会】

本日は3つ、1つ目はダイヤ改正について、2つ目は運行コース変更について、3つ目が指定地区の追加です。

まず1つ目のダイヤ改正ですが、木花地域では、AコースBコースに分かれております。

Aコースが加江田方面から学園木花台商業地へ行く上りと自宅へ帰る下り、Bコースが鏡洲方面から木花中心部に、そこから帰る下りというようになっております。

学園台商業地から出発する下り便のところの時刻が、午前中の一番遅い時刻が11時30分、その次が3時間ほど空いた15時の便までダイヤがない状態になっております。

これはBコースも同じようになっており、午前中の用事が長引いたりすると、次の便まで待ち時間が長くなってしまい、とのことで声をいただいております。そのため、今回、受託事業者と相談し、下りを12時半であれば追加可能という回答をいただきました。

それにより、下り便を設定し、それに対応する上り便も追加という形で、AコースBコースともに12時台のダイヤを設けさせていただきたいと思っております。

続きまして、ルート変更ですが、Cコースの色を変えている部分です。

こちらは、今年度の交通会議で新たに指定地区（待合所）に指定したところですが、こちらを含めたルートが未設定であったため、今回、このCコースのルートに含ませていただきたいと思います。

最後に、指定地区（待合所）の追加についてですが、新たに5箇所追加しております。

まず、木花地域センター周辺に3箇所です。この3箇所は利用者が多いところですが、地域センターから歩いて行っておりましたので、利便性向上のため追加させていただきたいということです。

また、学園木花台地区の商業施設周辺につきましても、同じような理由で2箇所挙げております。特に、宮崎大学につきましては、大学のバス停から清武方面へのバス移動に繋がるということで、追加させていただきたいと思っております。

なお、今回の計画変更は令和5年4月1日から施行させていただければと思います。

### 【会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

### 【委員】

改正の時刻表を見ているのですが、③は9時発で、ここからずっと繋がった運行ということになるのですか。⑥の13時まで。1人の運転手さんがずっと対応しなければならないのでしょうか。

### 【運行協議会】

実際は連続して予約が入ることは今はまだありません。それぞれ単発の予約になっています。

現在は、午前中の予約はなく、地域センター12時30分発のところに運転手さんがおられると

ということが、今の時点では多い状態ではあります。

**【委員】**

ただ、予約が埋まった時には9時から13時までの連続運転が発生するということですよ。

**【事務局】**

事務局からですが、ご指摘はおそらく連続運転で休憩を取る時間がないということだと思いますが、事業者さんとそこは休憩がとれるような形で人員配置等も含め協議をさせていただければと思います。

**【会長】**

基本的に（休憩を）入れて運行するというのですが、今のところ連続性はあまり見られないということですね。

**【運行協議会】**

はい。もしそういう連続の予約が入るようになった時には、休憩を確保するような運行体制をりたいと思います。

**【委員】**

ただ、この協議会（交通会議）で、公共交通機関として時刻を定める以上、そこは事業者任せます。ではなくて、時刻表（休憩時間等）に入れ込むことは無理なんですか。

**【運行協議会】**

つまり、時刻表の段階でちゃんと休みが入っているものにするということですか。

**【委員】**

連続してということであれば、このダイヤの中に休憩時間を盛り込むのが望ましいですが、例えば、このダイヤに連続性がある場合はドライバーを交代するとかを入れるのがいいのかなと。

**【会長】**

記載をして対応すると。

**【事務局】**

そうですね。記載をして対応したいと思います。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

**【委員】**

Cコースですが、スタート時間が9時から9時半になっているのは何かありますか。

**【運行協議会】**

自然休養村センターの開店が10時からであり、もともとの時刻表ですと、（開店前に）早く到着してしまうということで、今回30分ずらしております。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

それでは、先ほどありましたように、運行スケジュール（ダイヤ）につきましては、連続運転

とならないように付記するとした上で、お諮りしたいと思います。

では、木花地域乗合タクシーの運行実施計画変更について、承認いただける委員は挙手をお願いいたします。

承認された委員が過半数を超えましたので、本内容は承認になります。

ただし、先ほどご意見がありました運転スケジュール（ダイヤ）の付記につきましては協議の上これを明記するというので、内容につきまして、私（会長）に一任していただけますか。ありがとうございます。私の方に一任して、取り計りたいと思います。

### 3) 住吉地区乗合タクシーの運行実施計画変更について

---

#### 【会長】

議案3の住吉地区乗合タクシーの運行実施計画変更について、協議会の方から説明をお願いいたします。

#### 【運行協議会】

改正案の一つ目ですが、(1) 利用者登録の要件緩和についてです。

住吉地区の新しい交通手段であるすみよし号（乗合タクシー）を全世帯の住民に浸透させるため、年齢制限を6歳以上とし、身近に感じていただこうというものです。

現在の利用者要件は、住吉地区内に居住する70歳以上の方、60歳以上で運転免許証をお持ちでない方、身体的にバスの利用が困難な方、自宅から最寄りのバス停まで概ね300メートル以上の方で、6歳以上の方としております。

これを、住吉地区内に居住する6歳以上のすべての方を対象としたいということです。

続きまして、改正の二つ目ですが、介助者の登録要件について、現在、介助が必要な方は介助者も同乗することとしておりますが、ここでの介助者の取り扱いを定めていませんでした。

現在の取り扱いは、利用者の項目部分に“介助者も登録が必要で有料”とされていますが、これについて、介助者も一般利用者として登録すると明示します。

一般利用者としますので、登録料も運賃もお支払いいただくこととなります。

一つ目の改正案で年齢制限等をなくしますので、介助が必要な方もご家族に登録いただいて、介助者と一緒に乗っていただくことができます。

ただし、住吉地区外にいる親族とか友人が介助してくれる場合には、その介助者は住吉地区外の住所になりますので、登録ができない状態でした。

そのため、介助のための登録という枠を設定し、利用者を介助するときだけ同乗できることとして、単独利用はできないこととします。この場合、登録料は無料としますが、運賃は利用者と同額を支払うものとします。

続きまして、改正案の三つ目ですが、(3) 目的地の追加についてです。

今回、新たに開業しています2つの医療機関を目的地に追加するものです。

最後に、改正案の四つ目、(4) の事前予約の予約方法について、現在の予約は電話連絡することとしておりますが、聴覚に障害のある方からの予約連絡がスムーズにできるよう、ファックスでも予約ができることとし、ファックス送信票の様式を追加するものです。

以上4点につきまして、令和5年4月1日の改正として、新年度の委託契約に反映させたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### 【会長】

住吉地区乗合タクシーの運行実施計画変更ですが、ご意見等をよろしくご願ひいたします。

**【委員】**

1点目に関して、中学生未満の方が乗る場合は、保護者も登録して原則同乗ということで、保護者の登録も有料ということでしょうか。

**【運行協議会】**

そうです。

**【委員】**

現行は、括弧で保護者有料と書いてあり、(改正では)その文言が抜けていますので、それを付けた方がいいのではないのでしょうか。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

**【委員】**

当初(登録要件に)70歳以上とつけた理由は何かあるのでしょうか。

**【運行協議会】**

令和2年度に運行計画を検討する際、先行する地区を参考にしましたが、一つは利用者を高齢者に絞った要件、もう一つは小学生以上を対象とする要件です。

後々利用要件を厳しくするのは難しいので、最初は厳しい方で、ということで設定しました。

しかし、高齢者のための乗り物という概念を払拭し、今後みんなの乗り物として浸透させることを目的にするため、年齢制限6歳以上として、誰でも身近に感じていただくというものです。

**【委員】**

最初から緩めると後々問題があった時に戻せないなので、最初は少し厳しくした、ということでしょうか。

**【運行協議会】**

そうです。どれぐらいの利用になるのか運行開始時点ではわからないので、そうしました。

**【委員】**

先ほど言われたところ(介護者も登録が必要で“有料”という文言が抜けている部分)の確認ですが、②の介助は必要で介助者が同乗できるもの、括弧“介助者も登録が必要”と書いてありますが、現行は“介助者の登録が必要で有料”、と書いています。改正案では入っていないので、これは無料だということですか。

**【運行協議会】**

ご指摘いただいたところは、同じように有料が抜けておりますので、こちらも有料です。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

では、先ほどご意見もありました、保護者の登録が必要で有料、それから、介助者も登録が必要で有料、と二つを明記するということですね。

それでは、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

過半数ですので、本内容は承認となります。ありがとうございました。

#### 4) 北地区乗合タクシーの運行実施計画変更について

---

##### 【会長】

議案4、北区乗合タクシーの運行実施計画変更について、協議会の方から説明をお願いいたします。

##### 【運行協議会】

今回、提案するのは3点です。

まず一つ目、運賃の変更についてです。

管内にはタクシーの営業所がないことから、現在、運行しているタクシー会社との契約で、通常料金に1,000円加算された料金が契約料金として設定されております。

そのため、料金のうち3分の2は市に負担いただいておりますが、3分の1は利用者負担です。

運賃は(通常のタクシーに比べ)3分の1であるにも関わらず、その加算により通常(タクシー)料金とあまり大差がないということから、地域の利用しやすい交通機関として十分発揮できていないのではないか、利用者を阻害する要因の一つではないか、と感じているところです。

そこで、今回、この加算料金の利用者分のうち200円について運行協議会が負担し、利用者の負担軽減を、そして、利用促進を図りたいと考えているところです。

また、料金につきましては、1人で利用した場合、2人以上で利用した場合、3人以上で利用した場合の3パターンを設定しておりますが、乗合タクシーを開設して以来、3人以上の乗車実績は1件しかないことから、単独利用の場合と、2人以上で利用した場合の2つの運賃に変更したいと考えております。

財源につきましては、管内地元企業から毎年一定の協賛金をいただいておりますので、その協賛金とその他繰越金で賄いたいと考えております。

次に二つ目、待合所の変更についてですが、これまで特定待合所として「JA宮崎中央事故処理センター」がございましたが、現在、違う施設に変わっています。

この施設が地域住民の日常生活に必要な施設ではなくなったことから、廃止したいと考えております。

最後に施行ですが、令和5年4月1日から施行したいと考えております。説明は以上です。

##### 【会長】

ありがとうございます。

ただいまの内容について、ご意見とご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

地域の方々のご協力があって、利用しやすいように変更するという、新しいタイプの申し出であり、地区内にタクシー営業所がないという特異性もあるかと思ひます。

##### 【委員】

協賛金はこの事業ができる(迎車料金を負担できる)ぐらい、毎年一定程度が見込まれているということでしょうか。

##### 【運行協議会】

そうです。もともとはコミュニティバスの時に自治会や地元企業に負担金や協賛金をお願いしておりました。現在の乗合タクシーになってからは、地元に対してはあまり協賛金を求めていませんが、ある会社からは地元貢献したいということで、この額(迎車料金)を賄えるぐらいいただいております。

ただ、利用者が多くなり足りなくなる時には、また地元企業の方々をお願いをすることも必要かと考えております。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

では、北地区乗合タクシーの運行実施計画の変更について議決を取りたいと思います。

了承いただける委員さんは挙手をお願いいたします。

過半数ですので本内容は承認となります。ありがとうございました。

## 5 その他

---

- ・委員からの情報提供

## 6 閉会

---

以上